

令和8年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため、水質検査の項目、検査頻度を定めたものです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況
4. 水質検査項目及び検査頻度
5. 採水場所
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法及び実施状況の確認
8. 採水及び運搬方法
9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
11. 関係者との連携について

蘭 越 町

1. 基本方針

蘭越町では、供給する水が定期水質検査において水質基準に適合していることを遵守するため水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても行う際の要件等を明記します。水質検査計画には、水道事業者が行う定期水質検査について、採水場所、検査項目、回数及びその理由を記載します。

2. 水道事業の概要

蘭越町簡易水道事業（御成地区）

給水区域	港町・字御成・字初田・字共栄の各一部	
計画給水人口	390人	「4,900人」
現在給水人口	258人	（令和6年度実績）
計画1日最大給水量	206m ³	
実績1日最大給水量	206m ³	（令和6年度実績）
水源名称・種別	蘭越町字上里114番地三部沢川湧水地点：湧水	
浄水方法	塩素滅菌のみ	
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	

蘭越町簡易水道事業（昆布地区）

給水区域	昆布町・字黄金・字湯里・字日の出の各一部	
計画給水人口	726人	「4,900人」
現在給水人口	652人	（令和6年度実績）
計画1日最大給水量	464m ³	
実績1日最大給水量	464m ³	（令和6年度実績）
水源名称・種別	蘭越町字湯里680番地1地先ニセアンベツ2号川湧水地点：湧水	
浄水方法	塩素滅菌のみ	
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	

蘭越町簡易水道事業（蘭越地区）

給水区域	蘭越町・字豊国・字大谷・字淀川の各一部
計画給水人口	2, 6 5 6 人 「4, 9 0 0 人」
現在給水人口	2, 3 4 8 人 （令和6年度実績）
計画1日最大給水量	9 0 0 m ³
実績1日最大水量	9 0 0 m ³ （令和6年度実績）
水源名称・種別	蘭越町字湯里道有林 170 班内浅瀬川湧水：湧水
浄水方法	塩素滅菌のみ
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム

蘭越町簡易水道事業（目名地区）

給水区域	字淀川・字水上・目名町・字田下・字貝川・字相生・字三和・字讃岐の各一部
計画給水人口	5 7 0 人 「4, 9 0 0 人」
現在給水人口	3 8 8 人 （令和6年度実績）
計画1日最大給水量	5 0 0 m ³
実績1日最大給水量	4 2 5 m ³ （令和6年度実績）
水源名称・種別	蘭越町字田下 217 番地 3 ポン貝殻沢川第2川湧水：湧水
浄水方法	塩素滅菌のみ
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム

蘭越町簡易水道事業（三和地区）

給水区域	名駒町・字鮎川・字淀川・字清水・字栄・字三和・字吉国・字富岡の各一部
計画給水人口	5 5 8 人 「4, 9 0 0 人」
現在給水人口	3 9 6 人 （令和6年度実績）
計画1日最大給水量	3 3 0 m ³
実績1日最大給水量	3 2 2 m ³ （令和6年度実績）
水源名称・種別	蘭越町字上里 100 番地 1 堤の沢川第2支流川湧水地点：湧水
浄水方法	塩素滅菌のみ
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム

3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況

原水について

現在までの水質状況は概ね良好な状態と言えます。

供給している全ての水源で湧水を利用しており、季節による水質変動も少なく安定した良質な水であると言えます。

浄水について

水質検査結果についても水質基準を大幅に下回っており、安全で良質な水であると言えます。

水源の状況

水源周辺には、化学工場や尿尿排水施設、民家などの人工の建築物も無いことから、飲用の水源として最も適した水源であると言えます。

4. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 浄水の検査頻度

過去の検査結果を踏まえ、多数の項目で基準値の 10 分の 1 以下を維持し、3 年に 1 回にまで検査回数を減じる事ができますが、安心・安全な水を供給するため水質基準 52 項目の検査を行い水の安全を確認します。

(ア) 水質基準項目、基準 1～基準 52 まで、すべての項目について年 1 回の検査を行います。(基準 52 項目検査)

(イ) 水質基準項目、基準 1、基準 2、基準 39、基準 47～基準 52 まで、上記 (ア) を 1 回含んだ年 12 回の検査をおこないます。(毎月検査)

(ウ) 水質基準項目、基準 10、基準 22～基準 32 まで上記 (ア) を 1 回含んだ年 4 回の検査を行います。(消毒副生成物検査)

(エ) 基準値の 1/5 超過項目についても法令を遵守し、適切な回数を設定し検査を行います。(1/5 超過項目検査)

目名地区：基準 41 (蒸発残留物)

(2) 原水の検査頻度

(ア) 水質基準項目、基準 22～基準 32、基準 49 を除いた 40 項目の検査を年 1 回行います。(基準 40 項目検査)

(イ) クリプトスポリジウム汚染の指標菌検査(嫌気性芽胞菌及び大腸菌)を年 1 2 回行い汚染のおそれの確認を行います。

(クリプトスポリジウム指標菌検査)

5. 採水地点

(1) 基本的な採水地点は、給配水設備や施設の利用目的、状況を考慮し選定いたします。

	種別	採水場所	選定理由
蘭越地区	浄水	蘭越町役場	【浄水】 給水栓までの送水時の水質変化を把握でき、水質管理、安全管理上もつとも適した場所であるため。 【原水】 水源から直接採水することにより正確な水質状況を把握できるため。
	原水	浅瀬川湧水地点	
目名地区	浄水	ふるさとの丘直売センター	
	原水	ボン貝殻沢川第2川湧水地点	
三和地区	浄水	名駒生活改善センター	
	原水	堤の沢川第2支流川湧水地点	
昆布地区	浄水	昆布地区生活活性化センター	
	原水	ニセコアンベツ2号川湧水地点	
御成地区	浄水	介護予防拠点センターみなど	
	原水	三部沢川湧水地点	

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (ア) 水源が著しく悪化したとき。
- (イ) 水源に異常があったとき。
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (エ) 浄水過程に異常があったとき。
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (カ) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法及び実施状況の確認

水質検査の方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省省令101号）の規定に基づく告示に示された検査方法により行います。

水質検査は、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けている機関で行い、確認事項として、外部精度管理及び内部精度管理を実施している証明を受けます。本町では一定の条件満たしている下記機関で検査を行い、検査結果を検査成績書にて報告を受け、結果の確認を行います。

委託先 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

8. 採水及び運搬方法

試料の採水は一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター職員が行い、指定された採水方法により試料容器に採水し、速やかに運搬、検査を行います。

検査機関	内 容	詳 細
一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター	浄水・基準 9 項目検査 (毎月検査)	基準 1、基準 2、基準 39 及び 基準 47～基準 52 の項目
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	嫌気性芽胞菌及び大腸菌
	浄水・基準 52 項目検査	基準 1～基準 52 の項目
	原水・基準 40 項目検査	基準 52 項目から、味、消毒副生成物（シアン 除く）を除いた項目
	浄水・基準 12 項目検査 (消毒副生成物)	基準 10 及び基準 22～基準 32 の項目
	浄水・1/5 超過項目検査	基準 41、蒸発残留物

9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は需要者に公開し、内容について意見を参考にさせていただきながら毎年より良い計画を策定してまいります。

水質検査計画・定期水質検査結果は、建設課窓口で公開します。

10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

各水道事業及び水道水系ごとに各検査項目の最大値を水質基準と比較し、翌年度の水質項目、検査頻度を反映致します。

11. 関係者との連携について

水源周辺で水質事故が発生した場合は、保健所、委託先の一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター、近隣の町と連携し、現場調査、現状の把握に努めます。

法令に基づく水質検査

水質検査表（１） 水質基準

区分	番号	場所	項目	基準値	原則	検査回数の減	省略の可否
健康に関する項目	病原微生物	基1	一般細菌	100個/ml	月1回	省略不可	過去の検査結果が基準の2分の1を超えた事がないこと
		基2	大腸菌	検出されないこと			不 可
	金属類	基3	● カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	(ア) 原水並びに水源及びその周辺状況	
		基4	● 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下			(ア) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況
		基5	● セレン及びその化合物	0.01mg/l以下			原水並びに水源及びその周辺状況
		基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下			(ア) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況
		基7	● ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下			
		基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下			不 可
	無機物	基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下		原水並びに水源及びその周辺状況	
		基11	● 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下			
		基12	● フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下			
		基13	● ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下			
	有機物	基14	● 四塩化炭素	0.002mg/l以下		原水並びに水源及びその周辺状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）	
		基15	● 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下			
		基16	● ｔｒｓ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下			
		基17	● ジクロロメタン	0.02mg/l以下			
		基18	● テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下			
		基19	● トリクロロエチレン	0.01mg/l以下			
		基20	● P F O S及びP F O A	0.00005mg/l以下			
		基21	● ベンゼン	0.01mg/l以下			
		消毒剤・消毒副生成物	基10	シアン化物イオン及び塩化シア			0.01mg/l以下
	基22		塩素酸	0.6mg/l以下			
	基23		クロロ酢酸	0.02mg/l以下			
	基24		クロロホルム	0.06mg/l以下			
	基25		ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下			
	基26		ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下			
	基27		臭素酸	0.01mg/l以下			
	基28		総トリハロメタン	0.1mg/l以下			
	基29		トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下			
	基30		ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下			
	基31		ブロモホルム	0.09mg/l以下			
	基32		ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下			
性状に関する項目	金属類	基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	(ア) 及び水道施設基準の技術的基準（※2）を定める省令の使用状況	
		基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下			
		基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下			
		基36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下			
		基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下			
	無機物	基37	● ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下		原水並びに水源及びその周辺状況	
		基40	● カシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下			
		基41	● 蒸発残留物	500mg/l以下			
	有機物	基42	● 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下		原水並びに水源及びその周辺状況（湖沼等、水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む）	
		基45	● 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下			
		基46	● フェノール類	0.005mg/l以下			
		基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下			
	その他	基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下		藻類等の発生が少ないものとして検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き1ヶ月に1回以上とする。	連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては3ヶ月に1回以上とすることが出来る
		基39	塩化物イオン	200mg/l以下			
		基47	有機物（全有機炭素）TOC	3mg/l以下			
		基48	pH値	5.8-8.6			
基49		味	異常でないこと				
基50		臭気	異常でないこと				
基51		色度	5度以下				
基52		濁度	2度以下				

- 採水場所は原則給水栓
- ※1 送水施設及び配水施設内で、濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓ほか浄水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水場所として選定することができる。
- ※2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合、（過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く。）過去3年間の検査結果が水質基準の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間における検査結果が10分の1以下であるときはおおむね3年1回以上とすることができる。
- ※2 平成12年厚生省令第15号）第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資材機材の使用状況

水質検査表（2） 1日1回行う水質検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上あること

原水・基準39項目検査結果

番号	項 目	御成地区	昆布地区	蘭越地区	目名地区	三和地区
基1	一般細菌	110	0	0	4	2
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.12	0.16	0.13	0.09	0.12
基12	フッ素及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基14	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基19	トリクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基20	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基32	亜鉛及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基34	鉄及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	6.9	4.0	6.5	8.8	6.7
基37	マンガン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	8.8	5.4	7.6	11.2	8.5
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	19.5	10.0	26.1	36.9	18.4
基40	蒸発残留物	73	40	72.0	96.0	72.0
基41	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基47	pH値	7.8	7.0	6.8	8.4	7.8
基49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	<1	<1	<1	<1	<1
基51	濁度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

御成地区

番号	定期検査項目	省略 の可 否	基本検 査頻度	基準値 (mg/l)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	設定理由
									1/5以下	1/10以下			
									1回/年	1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため（平成28年に評価）
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.11	0.11	0.12	0.12		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1, 4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	0.008	<0.008			4回/年	4	安全・性状確認のため
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/年	1	
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	7	7	7	7.2		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	省略不可項目
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	9.2	8.8	8.9	9.2			12回/年	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月	<300	19.4	19.3	19.3	19.4		○	1回/年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	73	80	70	97	○		1回/年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン		原因藻類発生時期に月に1回以上	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1	
基43	2-メチルイソボルネオール			<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12	省略不可項目
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	8	7.9	8	8			12回/年	12	
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

毎日行う検査

	項 目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上あること

昆布地区

番号	定期検査項目	省略 の可 否	基本検 査頻度	基準値 (mg/l)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	設定理由
									1/5以下 1回/年	1/10以下 1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005		○	1回/3年	1	新規基準のため（平成28年に評価）
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.15	0.14	0.16	0.16		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	0.008	<0.008			4回/年	4	安全・性状確認のため
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.003	<0.01	<0.01	<0.005		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3月	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.017	<0.01	<0.02	<0.024		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	4.2	4.2	4.2	4.4		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	5.7	5.4	5.5	8.8			12回/年	12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月	<300	10.3	10.2	10	10.3		○	1回/3年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	39	43	38	77	○		1回/3年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン			原因藻類発 生時期に月 に1回以上	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発 生時期に月 に1回以上	1	
基43	2-メチルイソボルネオール			原因藻類発 生時期に月 に1回以上	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発 生時期に月 に1回以上	1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12	省略不可項目
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	7.2	7.2	7.2	7.3			12回/年	12	
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

毎日行う検査

	項 目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上あること

蘭越地区

番号	定期検査項目	省略 の可 否	基本検 査頻度	基準値 (mg/l)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	設定理由
									1/5以下 1回/年	1/10以下 1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため（平成28年に評価）
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.12	0.13	0.13	0.13		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.014	<0.01	<0.01	<0.014		○	1回/3年	1	安全・性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.029	<0.02	<0.02	<0.029		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	6.6	6.6	6.6	7.1		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	7.7	7.6	7.7	7.8			12回/年	12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月	<300	26.7	26.4	26.3	27.7		○	1回/3年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	70	70	66	82	○		1回/年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン		原因藻類発 生時期に月 に1回以上	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発 生時期に月 に1回以上	1	
基43	2-メチルイソボルネオール			<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発 生時期に月 に1回以上	1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3			12回/年	12	省略不可項目
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	?	?	?	7.2			12回/年	12	
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

毎日行う検査

	項 目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上あること

目名地区

番号	定期検査項目	省略 の可 否	基本検 査頻度	基準値 (mg/l)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査 回数	設定理由
										1/5以下 1回/年	1/10以下 1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため（平成28年に評価）
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.002			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.003	<0.003	<0.005	<0.004	<0.005			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.008	<0.008			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.002	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	安全・性状確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.001	<0.001	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	9.1	8.9	9.0	9.0	9.4		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	11.0	11.2	11.1	11.3	11.3			12回/年	12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月	<300	36.8	36.9	37	36.7	38.2	○		1回/年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	97	105	101	95	111			4回/年	4	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン			<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		1	
基43	2-メチルイソボルネオール			<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	省略不可項目
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12	
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	8.2	8.1	8.1	8.1	8.3			12回/年	12	
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

毎日行う検査

項	目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上あること

三和地区

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	基準値 (mg/l)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	設定理由
									1/5以下 1回/年	1/10以下 1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005		○	1回/3年	1	新規基準のため (平成28年に評価)
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.12	0.11	0.12	0.12		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.008	<0.008			4回/年	4	安全・性状確認のため
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.03	<0.01	<0.01	<0.03			4回/年	4	
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	6.8	6.8	6.8	7.1		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	8.8	8.5	8.6	8.8			12回/年	12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月	<300	18.5	18.7	18.6	18.7		○	1回/年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	68	78	71	87	○		1回/年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン			<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1	
基43	2-メチルイソボルネオール			<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12	省略不可項目
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	8	7.9	8	8			12回/年	12	
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

毎日行う検査

	項 目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上あること